

袋井市 多文化共生・国際交流活動支援交付金

この制度は？

多文化共生・国際交流の活動をする団体に

最大5万円の交付金

(予算の上限に達ししだい締め切ります)



対象事業例

多文化共生・国際交流の推進に向けて、日本人と外国人の相互理解を図るための事業

- ・スポーツや文化の交流会
- ・食文化や外国の文化を知るイベント
- ・地域での外国人住民との交流イベント(夏まつりなど)
- ・留学生の受け入れ・交流
- ・ホームステイ
- ・やさしい日本語の講座
- ・日本語の学習支援
- ・防災セミナー など



※袋井市内で行う新規事業に限ります。

※事前の申請が必要となります。申請時期、方法等は市ホームページをご覧ください。

お気軽に、多文化共生推進課まで
お問い合わせください。
詳細は下記2次元コードから確認できます。

お問合せ・申請先

袋井市役所 多文化共生推進課 多文化共生係

- 住所：袋井市新屋1-1-1 4階
- 電話：44-3138 ●FAX：43-2132
- e-mail：tabunka@city.fukuroi.shizuoka.jp



市ホームページ



©袋井市